

グリーンシート銘柄の取引に関する説明書

松井証券株式会社

(グリーンシート銘柄の性格)

1. 証券取引所上場有価証券や店頭売買有価証券と比較して、グリーンシート銘柄の発行会社の中には、収益基盤が確立されていないことなどにより、財務体質が脆弱な状態となっている企業もあります。また、発行会社の企業情報等が記載された「会社内容説明書」は、日本証券業協会の「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」第 17 条に基づく開示書類であり、証券取引法に基づく開示書類ではありません。
したがって、有価証券報告書等を提出していない企業の場合、そのディスクロージャーの内容が、有価証券報告書等によりディスクロージャーを行っている企業とは異なっている場合があります。
2. グリーンシート銘柄は、上場有価証券が具体的に組織化された証券取引所市場において売買取引されるのに対し、一定の取引場所を持たず、証券会社の店頭において売買取引が行われます。
また、その売買取引は、顧客と証券会社間の相対売買であるため、同一銘柄が同一時刻に売買されても証券会社によって売買価格が異なることがあります。
3. グリーンシート銘柄は、店頭売買有価証券と比べて、更に市場性が薄く、価格が大きく変動することがあります。

(グリーンシート銘柄の取引のルール)

日本証券業協会は、店頭市場における秩序維持と公正な取引慣行を確立するため、次のようなルールを定めています。

1. グリーンシート銘柄の取引の注文はすべて指値で行うことになっております(成行注文はできません。)
2. グリーンシート銘柄の取引の受渡しは、原則として約定日から起算して 4 日目(休業日を除く)の日に行われます。
3. グリーンシート銘柄には、1 日の制限値幅がありませんので、店頭売買有価証券に比べて、1 日の価格変動が著しく大きくなる場合があります。
4. 証券会社が提示する気配は、あくまで取引を行う際の参考とするためのものであり、必ずしも提示されている気配値で取引が行われるとは限りません。

(証券取引法各規定の遵守)

グリーンシート銘柄の取引を行うに際しては、証券取引法（同法第 6 章『有価証券の取引等に関する規制』の各規定を含む）、及びその他関連法令、規則、ガイドライン、その他一切のルールを遵守の上行わなければなりません。

(その他の留意事項)

1. グリーンシート銘柄の発行会社の中には、名義書換代理人を設けていない企業もありますので、盗難等には十分ご注意ください。
2. グリーンシート銘柄である株券等の偽造等には十分ご注意ください。

以上

平成 15 年 7 月